

令和元年第2回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（令和元年6月20日）

（午前 9時52分 開会）

開会・開議宣告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

若干、定刻前でございますが、皆さんおそろいですので、ただいまから令和元年歌志内市議会第2回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に2番山崎瑞紀さん、6番本田加津子さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から6月24日までの5日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から6月24日までの5日間と決定いたしました。

諸般報告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案14件、報告1件であります。

次に、議長の報告でございますが、令和元年第1回臨時会以降、昨日までの議会動向につき

ましては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

市 政 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第4 市政報告であります。

一般行政について、報告を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

おはようございます。

火災の発生について御報告申し上げます。

5月17日、金曜日、消防覚知時刻、午後6時29分、歌神68番地3、歌神梅の沢でございます。車庫内焼却炉付近から出火、鉄骨造車庫及び木造住宅、物置の2棟、延べ405平方メートルを全焼のほか、山林268平方メートル及び車庫向かい側の木造住宅1棟の一部を焼損し、午後9時12分、鎮火しました。

この火災による人的被害はございません。

出火時間、原因及び損害額については、現在調査中であります。

以上、報告いたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

報 告 第 7 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 報告第7号株式会社歌志内振興公社第36期事業報告及び第37期事業計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

おはようございます。

報告第7号株式会社歌志内振興公社第36期事業報告及び第37期事業計画について。

株式会社歌志内振興公社第36期事業報告及び第37期事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告するものであります。

1ページをお開き願います。

第36期事業報告書の事業概況であります。

(1) 高齢者健康センター「うたしないチロルの湯」事業についてであります。当市の主要観光施設であるうたしないチロルの湯において、健康と温泉、食をテーマに、利用者から喜ばれる施設づくりと利便性向上による集客増を目指し、鋭意取り組んでまいりました。

今期は、入館者数が減少となる一方、宿泊者数は大きく増加しており、道外の大学野球部を初めとする各種合宿誘致や、道内外からのリピーターによる利用など、これまでの営業活動の成果があらわれているところです。

また、昨年9月に発生した北海道胆振東部地震の際には、発生翌日からの3日間、日帰り入浴を半額とし、停電の影響を受けた市民の皆さんを初め多くの方々に御利用いただいたところです。

経営面では、近隣温泉施設のリニューアルオープンや周辺人口の減、高齢化などの影響により、入館利用者の減少が続いている反面、売り上げ全体としては前期と比べ増収となりました。

しかし、依然として燃料費の高騰が続いているほか、施設修繕などの維持管理経費も増額傾向にあるため、経費節減に努めてまいりましたが、2年連続の赤字決算となったことから、引き続き営業活動の強化による利用者の増のほか、一層の経費節減による収益確保に努めるなど、経営の安定化に向け取り組む必要があります。

次に、利用状況ですが、入館者は12万13人で、前年比1万627人、8.1%の減。1日平均では333.4人で、前年比27.5人、7.6%の減となっております。

宿泊者は6,549人で、前年比703人、12.0%の増。1日平均では18.2人で、前年比2人、12.3%の増となっております。

入館者数につきましては、第34期から3期続けて減少傾向となっており、先ほども御説明いたしましたが、周辺人口の減少や、リニューアルした近隣施設に流れた客足を回復できずにいることが大きな要因とのことであります。

宿泊者につきましては、恒例となっている道外の大学野球部の夏合宿のほか、道内高等学校の野球部や吹奏学部の合宿を新たに受け入れることができたほか、工事関係者の長期宿泊も増加したことが要因とのことであります。

今後も各種合宿の誘致や、さらなる個人客の利用増に向け、積極的な営業活動が必要になってくるとのことであります。

次に、(2) 社員等に関する事項であります。平成31年3月31日現在の社員等の内訳は、正社員が3人、臨時社員が9人の計12人となっており、前期と比較し、臨時社員で2人の減となっております。

次の(3) 事業収支に関する事項につきましては、後ほど御説明いたします。

2ページにまいりまして、(4) 庶務事項につきましては、定時株主総会を1回、取締役会を5回開催し、記載の案件をそれぞれ処理しております。

次に、3ページにまいります。

第36期(平成30年度)株式会社歌志内振興公社貸借対照表でございます。

初めに、資産の部ですが、流動資産は1,983万8,520円、固定資産は2億3,809万5,238円で、資産合計は2億5,793万3,758円でございます。

負債の部につきましては、流動負債が1,126万7,548円で、負債合計も同額であります。

なお、流動負債の主なものとしまして、買掛金は、厨房食材、売店仕入れなど。未払い金

は、3月分給料。未払い費用は、燃料代、水道使用料などとなっております。

純資産の部につきましては、株主資本が2億4,666万6,210円、純資産合計も同額で、負債、純資産合計は2億5,793万3,758円となっております。

次に、4ページにまいります。

第36期（平成30年度）株式会社歌志内振興公社損益計算書でございます。

売上高は1億2,057万9,413円で、ここから売上値引戻り高の36万1,266円を差し引きした1億2,021万8,147円となります。

売上原価は、売店等の商品繰り越しであります期首棚卸高107万9,480円及び食材等の仕入高2,681万9,414円の計2,789万8,894円から期末棚卸高の57万4,923円を差し引いた2,732万3,971円で、これを売上高から差し引いた結果、売上総利益金額は9,289万4,176円となっております。

ここから販売費及び一般管理費1億2,450万7,695円を差し引いた3,161万3,519円が営業損失となっております。

これに、営業外収益である受取利息167円及び受取配当金2,000円、市からの補助金などの雑収入3,020万1,349円を加えた結果、141万3円が経常損失となり、これに法人税32万2,000円を加えた173万2,003円が当期純損失金額となっております。

次に、5ページの販売費及び一般管理費でございますが、これにつきましては説明を省略させていただきますが、次ページに販売費及び一般管理費の決算状況として、前期と比較したものを税込み額の資料として添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

次に、7ページの株主資本等変動計算書であります。資本金につきましては4,200万円、資本剰余金につきましては2億5,000万円で、変動はありません。

利益剰余金につきましては、当期首残高マイナス4,360万1,787円に、当期純損失の173万2,003円を加え、当期末残高はマイナス4,533万3,790円となっております。

この結果、株主資本合計並びに純資産合計は、当期首残高2億4,839万8,213円から、当期変動額合計173万2,003円を差し引き、当期末残高は2億4,666万6,210円となっております。

8ページの監査報告につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、第37期の事業計画につきまして御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

第37期（令和元年度）株式会社歌志内振興公社の事業計画は次のとおりとする。

1、基本方針。

当社は、市民の憩いの場並びに交流施設として、健康と温泉、食をテーマとした健康増進事業を展開するとともに、隣接する道の駅附帯施設や郷土館などの観光、文化施設とも連携を図ることで、当市の主要観光施設としての役割を担い、地域経済の振興及び住民福祉の向上に努めてまいります。

経営安定化に直結する利用者増に向けては、各種合宿を初め、道内外への積極的な営業活動や各種イベントの実施、従業員の接客力向上、さらには、効果的なPR等に努めてまいります。

また、利用者からの要望が多かった宿泊棟客室へのトイレ設置を年次計画で進め、利便性の向上を図るとともに、前期に導入したオゾン水導入システムによる健康効果により、他施設との差別化を図るほか、老朽化したアリーナの屋根改修などの施設改修を実施しながら、利用者

増による収益確保に努めてまいります。

2、部門別事業計画等の概要ですが、(1)温泉(日帰り)事業。

浴室はもとより施設内の清掃に努め、常に清潔な状態を保つよう衛生管理の徹底を図ります。

また、野菜等のワゴン販売や、恒例となっている絵画展など、利用者に喜ばれるイベントを実施、さらには、市外への定期的な送迎バスの運行回数を増便するなどして、より一層の利用者増に努めてまいります。

また、温泉モニター制度を継続し、利用者の視点に立った施設の維持管理に努めてまいります。

(2)宿泊事業。

道外の大学野球部を初めとする各種合宿の受け入れを初め、道内外からの団体客を対象とした営業強化や、親子向けイベントの実施などにより、新たな集客に向け、取り組んでまいります。

また、宿泊棟客室へのトイレ設置を年次計画で進め、利便性の向上を図るほか、地場産品や道産食材を取り入れた宿泊者用の料理の提供に努めながら、ビジネス客の確保など、利用者増に努めてまいります。

(3)レストラン・宴会事業。

常にお客様の声を聞きながら、地場産品や道産食材を取り入れた丁寧な料理づくりに努めるとともに、季節に応じた新たなメニュー開発など、お客様に喜ばれる食を提供してまいります。

(4)多目的アリーナ事業。

安定して利用されている冬期以外の施設利用を図るため、道内高等学校のスポーツや、文化系クラブ等の新規合宿誘致に取り組むほか、屋根改修を年次計画で進めるなどしながら、必要な備品等についても整備を行ってまいります。

なお、暖房用燃料費や光熱水費については、引き続き節減に努めてまいります。

3、収支計画につきましては、次ページにありますように、事業収益は、営業収益1億3,228万5,000円、営業外収益7,464万円の合計2億692万5,000円で、事業費用の営業費用は2億615万4,000円を予定予算としたところで、3ページに予算実施計画並びに説明書として収入及び支出の内訳を科目ごとに税込額で記載しておりますので、お目通し願います。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長(川野敏夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番(女鹿聡君) 二つほど、ちょっと聞きたいと思います。

36期の事業報告の中で、高齢化によって入館者が減ったと、営業の数字に若干影響があったという認識なのですが、今後、高齢者利用者をふやすための方向性というのは市のほうでどういうふうにとらえているのか、聞いておきたいと思います。

二つ目なのですが、これも36期の事業報告の中で、さっき言われました、従業員、臨時職員の方が昨年から見ると2名減少した、減っているよという話なのですが、この2名減っていることによっても、接客の低下というのも考えられると思うのですよね。早急にこの人員配置については解決していかなければならない問題ではないかなと思うのですけれど

も、その辺、市としてどういうふうにとらえているのか、聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） まず1点目の、高齢者の利用増の策ということでございますが、これまでも入館者の方々に、各種イベントといいますか、入館サービス等を行っております。また、送迎サービス等も行っておりますので、これらを継続しながら利用者増を図っていくということで考えております。

また、2点目の、従業員の確保ということでございますが、おっしゃるとおり、従業員の人数、比較すると減ってきておりますが、ただ、37期においても同様の人数で行うこととしておりますが、これについては、人員の部分では利用の不足、人手の不足ということが考えられる場合については、ハローワークなどを活用しながら募集を出すこととしておりますので、人員確保に努めることとしております。

また、勤務体制においても、やはり土曜、日曜という出勤がございましたので、なかなか面接しても、その辺で敬遠されるといいますか、採用をお断りになる方もいるというふう聞いておりますので、この辺についても引き続きハローワークと連携しながら、人員確保という面では努めてまいりたいというふう考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） この事業報告の中でこういうふうな形で文言として出てきているということは、何らかの形で振興公社の中でいろいろな話し合い、何回か取締役会だとかいろいろ開かれていて、その中で事業の内容が話し合われて、分析されての、多分、話だと思うのですよね、出てきている結果が。やっぱり今後、高齢者というのはどんどん多分ふえて、利用者というのはふえてくるのかなと思うので、やっぱりその辺の分析をして、どういうふうにかいった方々に利用してもらうかというのは結構大切なことだと思うのですよね。今までと同じサービスをやっていると、多分、どんどんどんどん36期と変わらないような数字が出てきて、なかなか利用客がふえないという状況が出てくると思うので、37期、もう入っていますけれども、やっぱりその辺、ちゃんともう1回話し合われてやっていかないとだめだと思うのですけれども、その辺はどういうふうにお考えか、お聞きしておきたい。

もう一つ、人員不足なのですけれども、やっぱり今の状況で、12名で今やっているよという話なのですけれども、これはやっぱり今の集客されている人数で、12人でとりあえずやっていますけれども、これでサービスを何らかの形でよくして集客がふえてくると、当然、12人で多分回らなくなってくるのではないかなと思うのですよね。やっぱり人員不足というのはサービスの低下に直結する大きな問題だと思うのですよ。やっぱり働いている方々にも大きな負担にもなってくるし、やっぱりその辺を、人員をどういうふう確保するかというのがサービス向上につながる大きな問題だと思うのですけれども、その辺、もう1回お聞かせ願いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 高齢者のみならず、利用者の増につきましては、これからはいろいろな角度からそういう部分では話し合いながら進めていきたいなというふうに考えております。

また、従業員の面ですけれども、これにつきましても、おっしゃるとおり、そういう人員、スタッフというのは非常に貴重な部分でございますので、そのような支障を起こさないためにはどうしたらいいかということで、対策をとりながら検討していきたいと思っております。

また、37期では14名体制ということで行っておりますので、その辺につきましても、今

後も維持しながら対応していくということで考えております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 36期の事業報告書の事業概況の中に、経営の安定化に向け取り組む必要がありますと言っておりますけれども、今後の経営の安定化にはどのような内容を経営に生かすつもりで考えているのか、この点についてまずお聞きしたいのと、2点目は、4ページに雑収入が、三千万何がしが組まれておりますが、実際に、繰入金を入れても赤字になっているわけですが、繰入金がなければ大幅な赤字の施設になっている状況であります。

そんなことから、やはり繰り入れについても、もう少し研究なり、経費の節減とか、努力はしているのだろうとは思いますが、やはり常態的にやることが、今後において非常にやはり経営をさらに圧迫するようなものになるのではないかと、全体の数字で。そういうふうを考えますので、その辺の見解も示していただきたいと思っております。

2点です。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 経営の面につきましては、これまでも合宿誘致、またはオゾン装置の設置などによりまして、ほかの施設との差別化というものが図ってきております。今年度におきましても、そういう合宿誘致を増加するためにいろいろな取り組みを行う、また、施設としても、また、やはり温泉の泉質というものをPRしながら、他の施設との差別化を図っていくというのが、利用客の増加に努め、さらには経営の安定化につながるのではないかとということでお話をしているところでございます。

また、繰り入れの補助金という部分でございしますが、このたびの36期も赤字という部分ではございますが、その主な要因としましては、やはり施設の修繕、改修等がかさんできているという部分でございします。そのために、このたびの繰り入れ補助金というの、そういう施設改修のための部分が含まれております。さらには、アリーナチロルを市民の方に無料で使っていただくということで、その無料化に向けた取り組み、また、利用促進事業として各種イベントにも活用してもらうための補助金ということで入れているものでございしますので、御指摘のとおり、補助金がなければというお話であります。今後においても公社と話し合いながら、その辺の安定化に向けてという部分では検討していかなければならないのかなというふうには思っておりますが、今後においても、そのような部分で、利用されるためにどういう施設がいいのかという部分を含めて話し合いをしていきたいなというふうを考えております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） ただいま課長の差別化の話が出ました、運営というか経営について。それで、以前にもやはりそういう話をしていることがあるのですが、差別化に対する政策とか、経営に対しての政策とか、そういうものを考えて、表面に出したことはあるかないか。恐らく差別化するには、いろいろなアイデアだとか、いろいろな経営方針だとかあると思うのですよ。だけど、実際にそういうものが取り組んでおられるのかどうか、そういうことが私は余り見えていないと思うのですが、政策的なものというのは、この次の期で、やはり考えていることはあるのでしょうか。

それが1点と、やはり前にも私、雑収入の件で指摘しておりますが、やはり雑収入がなければこの施設の運営はやれないのはわかっているのですよ、正直言って。ただ、やはり金額が金額ですから、そこら辺はシビアに考えていかないと、最終的にはこの施設が、以前にたしか一般質問で、私、記憶があるのですが、やっぱり最終的には行政の荷物にこの施設がなったら大

変なことになるよというようなお話をしたような経緯があります。そういった意味で、今、質疑しているのですが、そういうことも含めて、もう少し具体的に取組んでいかないと、やはり将来に大きな禍根を残すようなことにならなければいいですけども、そういうことも含めて、ただ市のほうから雑収入さえ入れれば何とかなるよというような安易な考えではないと思いますけども、そういうようなこともしっかりと受けとめた経営方針というのが、当然、取締役会でも議論、協議していると思いますが、そこら辺の内容についてももう少し具体的に示していただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） まず、利用者の減少対策というか利用者の確保、経営面の部分でございますが、先ほども申し上げましたが、他の施設といたしますか、近隣においても、いろいろなリニューアルされている施設がふえてきております。ただ、一たんそういうところにチロルの湯のほうからお客さんが流れているという状況もお聞きしますが、ただ、やはりチロルの泉質というか、そういう部分でお客さんが戻ってくるというのもお聞きしております。そのようなことから、やはりチロルの湯のよさというものをPRしていきながら、集客に努める、また、先ほど言いました泉質という部分を全面的にPRしながら、送迎バス等もふやしながら対応していくことに尽きるのかなというふうに考えております。

また、施設の補助金の部分でございますが、36期においてそのような部分で補助金というのを出しております。これは、やはりそういう集客増に向けた取り組みということで、36期は出しております。37期においても、アリーナチロルの屋根、また、宿泊棟におけるトイレの設置に対する年次的な部分ということで、これについては、やはり宿泊の部分では、今、部屋のほうにトイレがないということでございますので、それを何とかできないかということの対策でございます。これが完成というか、年次的ではありますけれども、改修されたあかつきには、宿泊のこれまで課題であった部分というのが解決されてくるということで、今回、そういう部分でも補助金を出すということで取締役会でもお話しして、公社のほうでも頑張っていたくということでお話ししているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） それと、今回、雑収入が三千万何がしですけども、37期では補助金で7,400万円ほどになっているのですね。それで、しいて言えば屋根の改修問題があるから、当然この額になっているのだらうと思いますが、要するに雑収入の科目から補助金の科目に変えたという経緯は何なのですか。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 御指摘の雑収入という部分ではございますが、それについては、これまでと変わった部分ではございませんので、市の出すほうでは補助金になりますが、決算上では雑収入の部分に入ってくるということで、経理上はそういう処理になるということでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 37期の事業計画のところでも二つほど教えていただきたいのですが、まず、1の基本方針の中の従業員の接客力向上、こういったことがあるのですが、これは何か研修などを実施する予定があるのか、これがわかたらお聞かせください。

次、その下の宿泊棟客室へのトイレの設置、これについて、設置期間と、今回、今、トイレがない客室に全て設置するのか、それもお伺いします。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 接客用の研修ということでございますが、集中的にやるという部分ではなくて、日ごろから、例えば従業員に対して入れかわりがあった場合という部分でも、それは常に対応しながら行っていくということで聞いております。

また、客室の部分でございますが、今年度、まず一部において実施し、年次的に行っていくということで、今年度において配管等行った上で、それがほかの客室へのどのような影響があるか、例えば水の音ですとか、流れる音ですとか、そのようなものも検証しながら、次年度に向けて整備していくということで聞いております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

あと、今、研修のことで伺ったのですが、例えば古い方から新しい方に、こういったいろいろな引き継ぎだとか注意事項を伝えられると思うのですが、例えば勤務のない人同士が、ちょっと近隣の施設にお客さんとして行って、この施設はどのようなことをやっているのかというのを直接目で見て、自分がお客さんとして接すると、自分がやっぱりお客さんに対してこういうことはしてはいけないのではないかなということも身をもって学べてくるのかなと思うのですが、こういうようなことは振興公社と何か話し合ったとか協議したということはないのでしょうか。

あと、客室のトイレについては、ことしはまずどういうことになるか、基礎をつくって、次の年には個室にトイレをとという考え方なのでしょう。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 接客の向上については、支配人含めて、近隣と情報交換しながら、その辺については行っているというふうに聞いております。

また、入れかわりになった際も、1人が複数の業務を持つということもございますので、その辺についてはしっかりと対応しているというふうに聞いております。

また、宿泊の部分も、年次的にという部分でございますので、この辺については、配管等しっかりした中で、客室へのトイレの設置に向けて準備していくというふうに聞いておりますので、その中で、今年度、一部の宿泊棟につけてみてということ聞いておりますので、今後、年次的に、できれば全室につくようということではお聞きしております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第7号は報告済みといたします。

議案第24号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 議案第24号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

議案第24号公平委員会委員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定によ

り、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字文珠158番地62。

氏名、石井吉三郎。

生年月日、昭和21年6月13日。

提案理由は、公平委員会委員、石井吉三郎氏が令和元年6月24日をもって任期満了となるため、再任しようとするものでございます。

任期は4年間でございます。

次のページをお開き願います。

石井吉三郎氏の略歴でございますが、再任でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第24号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、これに同意することに決しました。

議 案 第 2 5 号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 議案第25号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

議案第25号公平委員会委員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字文珠158番地54。

氏名、上坂孝一。

生年月日、昭和25年1月3日。

提案理由は、公平委員会委員、上坂孝一氏が令和元年6月24日をもって任期満了となるため、再任しようとするものでございます。

任期は4年間でございます。

次のページをお開き願います。

上坂孝一氏の略歴でございますが、再任でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、御同意賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第25号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、これに同意することに決しました。

議 案 第 2 6 号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 議案第26号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

議案第26号固定資産評価審査委員会委員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字文珠237番地33。

氏名、山中隆志。

生年月日、昭和50年3月15日。

提案理由は、固定資産評価審査委員会委員、加津武氏が令和元年9月6日をもって任期満了となるため、新たに選任しようとするものでございます。

任期は3年間でございます。

次のページをお開き願います。

山中隆志氏の略歴でございます。

本籍地、歌志内市字文珠100番地3。

現住所、歌志内市字文珠237番地33。

学歴、平成7年3月、札幌経理専門学校卒業。

職歴、平成12年10月、歌志内商工会議所入所。

経歴、平成31年4月、歌志内商工会議所中小企業相談所課長。

以上でございますので、御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第26号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、これに同意することに決しました。

議 案 第 2 7 号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 議案第27号歌志内市森林整備基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第27号歌志内市森林整備基金条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、本市における森林整備及びその促進に必要な経費の財源を確保するための基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市森林整備基金条例。

第1条は、設置の規定でございます。

本市における森林整備及びその促進に必要な経費の財源に充てるため、新たに森林整備基金を設置するものでございます。

第2条は、積み立ての規定でございます。

基金へは、国から譲与される森林環境譲与税の額に基づき、一般会計歳入歳出予算に計上した上で積み立てるものでございます。

第3条は、管理の規定でございます。

基金の管理方法は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理するものでございます。

また、第2項では、基金に属する現金につきましては、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるものとするものでございます。

第4条は、運用益金の処理の規定でございます。

基金の運用益につきましては、一般会計の歳入歳出予算に計上した上で基金に編入するもの

でございます。

第5条は、繰り替え運用の規定でございます。

財政上、必要があるときは、確実な返済方法等により、基金の現金の一時転用を認めるものでございます。

第6条は、処分の規定でございます。

積み立てた基金は、第1条に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、処分できること。

また、基金を処分する場合は、一般会計の歳入歳出予算に計上しなければならないとするものでございます。

第7条は、委任の規定でございます。

この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定めることとするものでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第27号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 2 8 号

○議長（川野敏夫君） 日程第10 議案第28号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第28号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）による災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の一部改正及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第16号）の公布により、災害援護資金の貸し付け要件の緩和や貸し付け利率の設定方法の見直しが行われたことなどに伴い、関係条文を整備しようとするものでご

ございます。

次ページの本文にまいります。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の1ページをごらん願います。

第1条は、目的の規定で、政令の正式名称を表記するよう、条文を整理するものでございます。

第14条は、保証人及び利率の規定でございます。

災害援護資金の貸し付けを行う場合、法律等により、必ず保証人を立てることが条件とされ、また、貸し付け利率も年3%に固定されていたところですが、保証人要件や貸し付け利率について、市町村の判断により条例で定めることとする法律等の改正が行われました。

本市におきましても、法律等の改正内容を踏まえ、被災者支援の充実を図る観点から、国が定める母子・父子・寡婦福祉資金貸し付け制度における保証人及び利率の設定にならい、保証人がいる場合は無利子、いない場合は年1%とするなどの条文を整備するものでございます。

第15条は、償還等の規定でございます。

施行令の改正において、災害援護資金の償還方法に月賦償還が追加されたほか、保証人の規定が削除されたことに伴い、条文を整備するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則、第1項は施行期日で、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

第2項は、経過措置として、この条例による改正後の条例第14条及び第15条第3項の規定は、施行日以後に生じた災害による被災者への資金貸し付けから適用し、施行日前に生じた災害による被災者への資金貸し付けについては、従前の例により取り扱うとするものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第28号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 2 9 号

○議長（川野敏夫君） 日程第11 議案第29号歌志内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第29号歌志内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第49号）の施行により、家庭的保育事業者等の保育所等との連携に関する基準の見直しや食事の提供に係る経過措置期間が延長されたことなどに伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

歌志内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の2ページをごらん願います。

第6条は、保育所等との連携の規定でございます。

居宅訪問型保育を除く家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の卒園後の受け皿として連携、協力を行う教育・保育施設を確保しなければならないとされているところですが、国において、全国的に連携施設の確保が進んでいない状況を踏まえ、省令の改正が行われました。

本市におきましても、この省令の改正にならい、連携施設の確保要件を緩和する規定を追加するほか、所要の改正を行うものでございます。

第16条は、食事の提供の特例の規定でございます。

家庭的保育事業等における食事の提供は、原則、事業所内で調理する方法により行うこととされ、事業所内での調理体制を整備する猶予期間として、居宅での保育は10年以内、居宅以外は5年以内の経過措置が設けられておりましたが、省令の一部改正において、居宅以外の経過措置についても5年間の延長とされたことから、文言の整理とあわせ、所要の改正を行うものでございます。

第45条は、連携施設に関する特例の規定でございますが、第6条の改正と同様、省令の改正にならい、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保要件を緩和する規定を追加するものでございます。

附則第2条は、食事の提供の経過措置の規定でございます。

第16条の改正で説明いたしました居宅以外での保育に係る経過措置期間が5年間延長されたことに伴い、条文を整備するものでございます。

附則第3条は、連携施設に関する経過措置の規定でございますが、第45条の改正並びに省令の一部改正において、経過措置期間が5年間延長されたことから、条文を整備するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第29号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 3 0 号

○議長（川野敏夫君） 日程第12 議案第30号歌志内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

議案第30号歌志内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成31年総務省令第11号）の公布等により、住宅用防災警報器等の設置を免除する規定を追加するなど、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市火災予防条例の一部を改正する条例。

歌志内市火災予防条例（昭和37年条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の4ページをごらん願います。

第16条は避雷設備の規定でございます。

法律の改正により、規格名称が変更されたことに伴い、条文を整理するものでございます。

第29条の5は、住宅用防災機器の設置の免除に関する規定でございます。

閉鎖型スプリンクラー設備の管路に係る規定を省令の改正に伴い整理するほか、第6号として、特定の小規模施設において、自動火災報知設備を設置したときには、その設備部分の住宅用防災機器等の設置を免除する規定を追加し、これまでの第6号の規定を繰り下げ、第7号とする改正を行うものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第16条第1項の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第30号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 3 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第13 議案第31号歌志内市歯科診療所設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第31号歌志内市歯科診療所設置条例を廃止する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、歯科医師の退職により休診している中村歯科診療所について、施設の老朽化及び利用者の減少並びに市内の民間開業医によって市民の健康保持に必要な歯科診療の提供が確保されている状況などを勘案し、公の施設としての用途を廃止するため、歌志内市歯科診療所設置条例を廃止しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市歯科診療所設置条例を廃止する条例。

歌志内市歯科診療所設置条例（昭和49年条例第55号）は廃止する。

中村歯科診療所は、昭和50年6月の開設以来、平成30年に歯科医師が退職するまで、約43年にわたり診療を続けてきたところですが、提案理由でも説明のとおり、施設の老朽化や利用状況等を勘案し、用途廃止とするため、本条例を廃止しようとするものでございます。

附則、第1項は施行期日で、この条例は、令和元年7月1日から施行するものでございます。

第2項は、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部改正でございますが、定例会資料の5ページもあわせてごらん願ひます。

本条例の施行に伴い、第2条に規定している重要な公の施設から第11号の歯科診療所を削り、後段の号数を順次繰り上げる改正を行うものでございます。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番(女鹿聡君) ちょっと1点だけ聞いておきたいと思います。

提案理由の中で、施設の老朽化という言葉が出てきているのですけれども、今後、歯科医師さんの募集をする、しないにかかわらず、今後、この建物の維持管理というのはどういうふうにしていくのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長(川野敏夫君) 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長(佐藤守君) 基本的に診療所としての役目を終えるという形になりまして、その次の形での利用ということを考えているというふうに思っています。今年度につきましては、当課の中で管理をしていきたいというふうに思っておりまして、その後、普通財産等の関係から、企画財政課とも連携しながら考えていく形、今後の部分についての考え方を示していくという形になるかというふうに思っているところでございます。

○議長(川野敏夫君) 女鹿聡さん。

○7番(女鹿聡君) 今後、ちょっと経過を見てということなのですが、使用用途が余り見当たらないなとなってくると、取り壊していくという形も考えられるということですか。

○議長(川野敏夫君) 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長(佐藤守君) 今後の協議になりますが、それも含めて考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長(川野敏夫君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第31号について採決に入ります。

本件は、地方自治法第244条の2第2項並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第4条の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要とする特別多数議決の案件でありますので、起立により採決をいたします。

また、この場合は、議長も表決権を有しますので、議長は議長席において採決に加わりません。

表決権を有するただいまの出席議員数は8名であります。その3分の2は6名であります。

本件について、原案のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(川野敏夫君) 全員起立であります。

よって、出席議員数の3分の2以上の賛成者がありますので、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩をいたします。

午前11時03分 休憩

午前11時10分 再開

○議長(川野敏夫君) 休憩を解いて、会議を再開いたします。

議案第32号

○議長（川野敏夫君） 日程第14 議案第32号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

議案第32号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について御提案申し上げます。

提案理由は、北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体から、北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散により脱退したことに伴い、規約の一部を変更しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

変更内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の6ページをごらん願います。

今回の変更は、提案理由で説明いたしました三つの一部事務組合が、事業の廃止や事務の委託等により、平成31年3月31日をもって解散され、退職手当組合から脱退したことに伴い、一部事務組合名を列記している別表を整備するものであります。

本文の附則に戻ります。

附則、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第32号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

議案第33号

○議長（川野敏夫君） 日程第15 議案第33号北海道市町村総合事務組合理約の変更につ

いてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君）　－登壇－

議案第33号北海道市町村総合事務組合同規約の変更について御提案申し上げます。

提案理由は、北海道市町村総合事務組合を組織する団体から、北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散により脱退したことに伴い、規約の一部を変更しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合同規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

変更内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の7ページをごらん願います。

今回の変更は、提案理由で説明いたしました三つの一部事務組合が、事業の廃止や事務の委託等により、平成31年3月31日をもって解散され、総合事務組合から脱退したことに伴い、一部事務組合名を列記している別表第1及び別表第2を整備するものであります。

本文の附則に戻ります。

附則、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君）　これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第33号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君）　御異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

議案第34号より議案第37号まで

○議長（川野敏夫君）　日程第16　議案第34号より日程第19　議案第37号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君）　－登壇－

議案第34号から議案第36号までの補正予算につきまして、私から一括御提案申し上げます。

なお、事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

また、議案第37号の補正予算につきましては、病院事務長から御提案申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議案第34号令和元年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）。

令和元年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

なお、今年度の歌志内市一般会計予算全体における元号の表示については、令和に統一する。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,895万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億5,895万円とする。

2項は省略いたします。

次に、議案第35号にまいります。

議案第35号令和元年度歌志内市宮神威岳観光特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度歌志内市宮神威岳観光特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

なお、今年度の歌志内市宮神威岳観光特別会計予算全体における元号の表示については、令和に統一する。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ840万6,000円とする。

2項は省略いたします。

次に、議案第36号にまいります。

議案第36号令和元年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

なお、今年度の歌志内市国民健康保険特別会計予算全体における元号の表示については、令和に統一する。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億357万2,000円とする。

2項は省略いたします。

以上で、議案第34号から議案第36号の補正予算につきまして、一括御提案申し上げます。

事項別明細書については、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） それでは、一般会計補正予算事項別明細書の歳出につきまして御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料18万6,000円の増額補正は、

本年4月から直営で管理しております道の駅附帯施設の円滑な情報発信体制を整えるため、L
G W A Nネットワーク回線を設置するための委託料であります。

2目企画費1節報酬25万9,000円の減額補正は、本年5月に採用した教育文化の振興
業務を行う地域おこし協力隊に係る不用となった4月分の報酬及び通勤費を減額するもので、
14節使用料及び賃借料9万6,000円の増額補正は、地域おこし協力隊が夫婦で転入して
きたことから、居住用住宅を単身用から一般世帯用に変更したことによる建物借上料の増であ
ります。

3目広報広聴費19節負担金補助及び交付金250万円の増額補正は、町内会連合会に対す
る交付金で、これにより、イベント用テントを10張購入するものであります。なお、本事業
は、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金の交付が決定されており、
歳入の諸収入において同額を予算措置しております。

4項選挙費2目参議院議員選挙費の補正は、歳出予算の組みかえで、本年4月に選挙管理委
員会事務局に主幹職が配置されたことにより、休日の期日前投票に係る事務従事者の手当を時
間外勤務手当から報酬に変更するとともに、条例で引用する国会議員選挙等の執行経費の基準
が6月1日に改正されたことに伴い、立会人等の報酬単価を改正するなど、選挙経費の増減調
整を行うものであります。内訳は、1節報酬が投開票立会人及び管理者報酬の増により9万
5,000円の増額、3節職員手当等が時間外勤務手当の減により13万1,000円の減額、
8節報償費が選挙事務従事者報償金の増により2万8,000円の増額、9節旅費が委員等費
用弁償の増により8,000円の増額であります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費2,854万3,000円の増額補正は、本年
10月に予定している消費税、地方消費税の引き上げが、低所得者、子育て世帯の消費に与え
る影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするため、全額国の補助により
行うプレミアム付商品券発行事業であります。対象者は、令和元年度住民税非課税対象者及び
3歳未満の子供がいる世帯主が対象で、2万5,000円分の商品券を2万円で販売するもの
で、予算計上は1,000名分であります。内訳は、3節職員手当等54万9,000円は職員
の時間外勤務手当で、7節賃金62万3,000円は事務補助員賃金、11節需用費99万3,
000円は事務用等消耗品及び商品券等の印刷費であります。

7ページにまいりまして、12節役務費20万1,000円は郵便料及び口座振替手数料
で、13節委託料117万7,000円はシステム整備に係る電算委託料、19節負担金補助
及び交付金2,500万円はプレミアム付商品券交付金であります。

3項1目とも生活保護費13節委託料398万2,000円の増額補正の内訳は、生活保護
制度の改正に伴うシステム整備に係る電算委託料が123万2,000円、被保護者健康管理
支援事業における試行事業・準備事業の実施に伴う調査分析業務委託料が275万円で、歳入
の国庫補助金において財源措置をしております。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費163万8,000円の増額補正は、予防接種法施行
令の改正に伴い、風疹予防接種の対象者が拡大されたため、対象者への抗体検査及び予防接種
を行うものであります。内訳は、11節需用費3万2,000円は消耗品で、12節役務費3
万9,000円は、郵便料が6,000円、抗体検査等事務手数料が3万3,000円でありま
す。13節委託料156万7,000円は、システム改修に係る電算委託料が75万6,000
円、抗体検査及び予防接種に係る健康診断等委託料が81万1,000円であります。

6款農林費2項林業費、9ページにまいりまして、1目林業振興費25節積立金125万
4,000円の増額補正は、先ほど議案で説明いたしました森林整備基金への積立金でありま

す。

7款1項とも商工費4目公園費28節繰出金40万6,000円の増額補正は、市営神威岳観光特別会計への繰出金ですので、その会計のところで御説明いたします。

9款1項とも消防費1目常備消防費11万8,000円の増額補正は、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の助成金を受けて消防訓練用消火器等を整備するものであります。内訳は、11節需用費7,000円は広報表示シールの印刷製本費で、18節備品購入費11万1,000円は消火訓練用消火器6本分の備品購入費であります。

4目防災費18節備品購入費207万8,000円の増額補正は、公益財団法人北海道市町村振興協会の交付金等を受けて、避難所5カ所にLPガス発電機を整備するものであります。

15款1項1目とも予備費159万2,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

続きまして、事項別明細書の歳入につきまして御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

2款地方譲与税3項1目1節とも森林環境譲与税125万4,000円の増額補正は、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、税制改正により新たに制度が創設された譲与税であります。

14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費補助金2節生活困窮者就労準備支援事業費等補助金346万5,000円の増額補正は、歳出の民生費で予算措置いたしました生活保護適正実施推進事業に係る補助金で、4節プレミアム付商品券事業助成費補助金854万3,000円の増額補正は、同じく歳出の民生費で予算措置いたしましたプレミアム付商品券発行业業（福祉）に係る補助金であります。

3目衛生費補助金3節感染症予防事業費補助金69万9,000円の増額補正は、歳出の衛生費で予算措置いたしました感染症対策事業及び健康診査事業に係る補助金であります。

15款道支出金2項道補助金1目総務費補助金1節地域づくり総合交付金100万円の増額補正は、歳出の消防費で予算措置いたしました消防一般経費に係る補助金であります。

20款諸収入4項8目13節とも雑入2,398万9,000円の増額補正は、歳出の総務費で予算措置いたしました広報一般経費及び消防費で予算措置いたしました常備消防一般経費に係るコミュニティ助成事業助成金が260万円、民生費で予算措置いたしましたプレミアム付商品券発行业業（福祉）に係るプレミアム付商品券売払収入が2,000万円、消防費で予算措置いたしました防災一般経費に係る北海道市町村振興協会交付金が138万9,000円です。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わりました。次に、市営神威岳観光特別会計補正予算の事項別明細書につきまして御説明いたしますので、神威岳の5ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

1款1項ともスキー場事業費1目スキー場運営費8節報償費10万8,000円の増額補正は、指定管理者の破産対応手続に係る弁護士相談料で、13節委託料14万3,000円の増額補正は、センターハウス内の内覧に備えた清掃等に係る委託料であります。

2款1項とも保養施設事業費1目保養施設運営費13節委託料15万5,000円の増額補正は、かもい岳温泉施設の内覧に備えた清掃等に係る委託料であります。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入にきまして御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

1款1項とも繰入金1目1節とも一般会計繰入金40万6,000円の増額補正は、歳入歳

出予算の調整により、一般会計から繰り入れするものであります。

以上で、市営神威岳観光特別会計補正予算の説明を終わりました。次に、国民健康保険特別会計補正予算の事項別明細書につきまして御説明いたしますので、国保の5ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 1 3 節委託料 5 7 万 2, 0 0 0 円の増額補正は、国民健康保険制度の改正に伴う電算システムの改修委託料で、歳入の諸収入において同額を予算措置しております。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入につきまして御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

4 款諸収入 2 項 1 目 1 節とも雑入 5 7 万 2, 0 0 0 円の増額補正は、歳出の総務費で予算措置いたしました電算システム改修に係る特別調整交付金であります。

以上で、議案第 3 4 号から議案第 3 6 号の各会計補正予算の事項別明細書についての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 金子市立病院事務長。

○市立病院事務長（金子浩君） ー登壇ー

議案第 3 7 号令和元年度歌志内市病院事業会計補正予算（第 1 号）について御提案申し上げ、その内容について御説明いたします。

第 1 条、令和元年度歌志内市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

なお、今年度の歌志内市病院事業会計予算全体における元号の表示については、令和に統一する。

第 2 条は、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、支出は、第 1 款病院事業費用の既決予定額 6 億 4, 0 7 2 万 4, 0 0 0 円に 8 2 8 万 4, 0 0 0 円を増額して 6 億 4, 9 0 0 万 8, 0 0 0 円に改めようとするもので、その内訳は、第 1 項医業費用の既決予定額に 3 2 8 万 4, 0 0 0 円を増額して 6 億 3, 7 2 7 万 7, 0 0 0 円に改めるものであります。

第 2 項医業外費用の既決予定額に 5 0 0 万円を増額して 1, 1 5 3 万 1, 0 0 0 円に改めるものであります。

第 3 条は、予算第 8 条に定めた、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を補正するもので、第 1 号、職員給与費の既決予定額 3 億 6, 3 9 2 万 4, 0 0 0 円から 1 2 7 万 2, 0 0 0 円を減額して 3 億 6, 2 6 5 万 2, 0 0 0 円に改めるものであります。

次に、実施計画並びに説明書の収益的収入及び支出について御説明いたしますので、1ページをお開きください。

支出の 1 款病院事業費用 1 項医業費用 1 目給与費の 1 2 7 万 2, 0 0 0 円の減額補正の内訳は、1 0 節報酬 4 5 万 2, 0 0 0 円の増は、高橋前院長が本年 3 月 3 1 日付をもって退職され、後任として固定医師確保に取り組んでおりましたが、4 月 1 日からの確保は難しい状況でありました。このため、4 月以降の診療体制につきまして、北大第 2 外科からの医師派遣により運営することになりましたので、この出張医師に係る報酬分を増額するとともに、高橋前院長の嘱託職員報酬を減額し、差額分を増額補正するものであります。なお、支援していただくのは週 4 日間、火曜日から金曜日の日勤と、週一、二回の宿直で、8 名の医師を 1 週間交代のローテーションで派遣していただき、外来、入院患者の診察、夜間診療、健康診断等を行って

いただいております、診療体制には支障なく運営しております。今後も引き続き北海道大学病院、北海道地域医療振興財団等との連携を密にしながら、固定医師確保に万全を尽くしてまいりますので、何とぞ御理解くださいますようお願い申し上げます。また、今後、進展がありましたら、速やかに直近の議会へ報告させていただきます。

1 1 節法定福利費 1 7 2 万 4, 0 0 0 円の減は、高橋前院長退職に伴う労働保険料、社会保険等納付金の減であります。

3 目経費の 4 5 5 万 6, 0 0 0 円の増額補正の内訳は、1 0 節修繕費 3 2 5 万 1, 0 0 0 円の増は、高橋前院長退職により、医師住宅退去後の内部改修工事に伴う修繕料の増であります。

1 2 節賃借料 1 3 0 万 5, 0 0 0 円の増は、北大第 2 外科出張医にかかわる砂川駅から市立病院まで、市立病院からチロルの湯までの送迎にかかわるタクシー借上料と、宿直日以外のチロルの湯宿泊にかかわるその他借上料の増であります。

次に、2 項医業外費用 4 目 1 節とも寄附金の 5 0 0 万円の増額補正は、北大第 2 外科からの医師の派遣にあわせ、同局に対し、将来の先進的な医療を支える人材の育成と地域医療に貢献する総合診療の専門医の育成、資質の向上を図り、地域医療への理解を深めていただくため、医師の研究研修費として寄附するものであります。

次に、2 ページから 3 ページの説明を省略させていただき、予定貸借対照表につきまして御説明いたしますので、5 ページをごらんください。

予定貸借対照表の資本の部の下から 5 段目、ロの当年度純損失は、既決予定額より 8 2 8 万 4, 0 0 0 円増加した 2, 7 9 0 万 7, 0 0 0 円となり、年度末の累積欠損金は 8 億 5, 9 3 8 万 3, 0 0 0 円となる見込みであります。

以上、御提案申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、議案第 3 4 号令和元年度歌志内市一般会計補正予算（第 1 号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7 番（女鹿聡君） 何点か聞きたいと思います。

最初に、プレミアム付商品券なのですけれども、このプレミアム付商品券、今回、1 0 月 1 日の消費税が引き上げられることによって、低所得者と子育て世代に国が影響があると思っ
ているから、このプレミアム付商品券を発行するという認識であっているのか、聞いておきたい
と思います。

二つ目なのですけれども、このプレミアム付商品券の対象になる、ならないの話なのですけれども、住民税の非課税の世帯、生活保護者の世帯というのが対象外ということなのですけれども、これは何でこういう方々が対象とならないのか、伺っておきたいと思っ
ています。

三つ目ですけれども、わかりまして、消防費の防災費、備品購入でのお話です。LP ガスでの発電機を 5 台ということで、購入予定ですということなのですけれども、この 5 台、どこの避難所に設置予定なのか、計画しているのか、その選定はどういうふうにしたのか、伺っ
ておきたいと思っ
ています。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 商品券の発行の目的というところなのかなというふう
に思っ
ておりますけれども、消費税、地方消費税が 2 % 引き上げされることによって、低所得者、子育て世代、この消費に与える影響を緩和するという目的になって
いますので、その部分は消費者にとって影響されるという目的から、されるものというふう
に思っ
ております。

それから、生活保護世帯、また、低所得者、それから3歳、実質、延びましたので、3歳半未満の子供方という対象については、これは国の形の中で決められたこととございますので、市といたしましてはそれに沿った形に準じてこの事業を行っていくということとございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 今回の補正での設置箇所でございますが、一応5カ所ということでございます。場所につきましては、東光地区集会所、本町第一町内会館、中村地区集会所、文珠第一町内会館、しらかば団地町内会館、いずれも避難場所として指定させていただいております。

選定の仕方ということでございますが、うちのほうでも基本的な設置計画というものを立てておまして、まず、LPガスを常時使用しているところを、今回、LPガスの発電機ですので、そういうところを優先させていただいております。

ちなみに、対象となるところにつきましては、事前に町内会長さん等とお話をさせていただいております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） プレミアム付商品券のお話です。今、課長、答弁されたように、市としたら、国がやるということで、それに沿ってやっていくしか多分ないと思うのですよね。それに反してということは多分できないと思うので、市としてやっぱりやるということで、今後進んでいくのですけれども、やっぱり増税が市民生活に影響があるということ国が言っている以上、そういうふうな認識をとらえて市が動くのかということなのですけれども、やっぱり共産党の立場として、消費税増税は中止してくださいという話をしているので、そういう立場で質問しているのですけれども、なかなかこれからの話なのでわからないところもありますけれども、やっぱり低所得者、こういった方々、今言われました生活保護受給者だとか、課税の世帯でもぎりぎりのところでやっている方々、生活している方々だって多分かなりいると思うのですよね。やっぱりその方々にも差別なく全部行き渡るようなことが、本当はサービスとしてふさわしいのではないかなと思うのですけれども、その辺は市としてどういうふうにとらえて行っていくのかということをお聞きしたいと思います。

あと、LPガスなのですけれども、これは200万円ちょっとの予算なのですけれども、これは工事費だとか、こういったことはどういうふうになっているのか、聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 購入できる方、対象者ですね、それから、商品券の上限額など、それらいろいろ設けられている部分もございますけれども、この商品券発行によりまして、この券の部分というのは地元の消費というふうになるというふうには思っております。それらの影響からは、経済の押し上げ効果と地域振興、この部分にもこの商品券が使われる、地元の中で使われるということは、消費拡大の部分の観点からしてはよろしいのかなというふうには思っております。

また、ほかの市町村の部分の状況を見ていきますと、今回はこの商品券を取り扱っていないところについては、今回のこの国の制度でいう商品券にプラスアルファで新たに実施しているところもあるように聞いておりますが、当市の場合は別に商工会議所でも商品券事業を扱っておりますので、この部分と、国で行う商品券の部分と、両方の商品券が同時に使えるという影響も大きいのかなというふうには経済的には思っているところでございます。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 設置につきましては、少額なのですが、設置料込みということで備品購入費で一括計上してございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第34号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第35号令和元年度歌志内市営神威岳観光特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私のほうから、1点につきまして質疑させていただきたいと思えます。

かもい岳のスキー場、そして保養所から、清掃費、そして洗浄等の委託料ということで、それぞれ25万1,000円、15万5,000円という金額が計上されております。

以前に、行政常任委員会というふうに記憶しているのですが、我々に対しては、スキー場に関して興味を持っているところがあると、そんなようなところを聞いた経緯がございます。そういった形で、恐らくその状況で内覧される、そのための清掃なのかなという思いでございますが、まずは質問といたしまして、そういったところが何件あるのか、そして、それがいつごろになるのかということにつきまして答弁いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 現段階で何件あるのかという部分でございますが、これまでも議員説明会の中でもいろいろとお話させていただいておりますが、株式会社プラッサさんが破産宣告ということで新聞報道された以降、数件、お問い合わせというのがあったものでございます。ただ、その中身を見ますと、不動産関係の方、または指定管理者についてというのが主なものでございました。そのため、現段階では、市としましては、そういう指定管理者というのとは行わない、今後においては譲渡または貸し付けという方針で動いております。そのため、現段階において、具体的に内覧を希望されている方というのは、現在のところはございません。

ただ、今回の補正予算、清掃という部分でございますが、スキー場及び温泉、4月上旬から破産管財人によりまして、株式会社プラッサさんの残置物の処理作業等、また、リース物件の引き上げ作業等が行われており、また、それらの作業が一定のめどが立ったことによりまして、5月31日付で破産管財人さんのほうからスキー場及び温泉に係る施設の譲渡書というのが渡されたところでございます。

ただ、議員の皆様におかれましても、4月8日に行政常任委員会で施設の内部を見ていただいたと思いますが、残置物処理された後も、やはり全てきれいになったという部分でございませんので、このたびそれらのまだまだきれいにしたいという部分で、このたび補正で清掃すると。そして、今後において、そういう施設に興味がある方があらわれた場合については、よりきれいな状態で見たいという思いで、今回、清掃費用を出しているということでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） ちょっと私の思惑と違うところが正直ございました。正直言って、何かしらの形でいいような状況、歌志内にとってすばらしい状況が生まれてくるのかなという思いですけれども、ちょっと残念なのですが、しかしながら、今ある資源を活用しない手はないというふうに私も考えるところでございます。

ただ、そういうことから考えますと、歌志内市が今やらなければならないことというのは、もっともっとその内容を説明しなければならないということなのではないかと思えます。

といいますのは、先日、市内、市外から署名が集まって、歌志内市のスキー場を何とか続けてもらいたいというような願い出があったということも正直あります。歌志内市でそれが可能なかどうかということもしっかりと市民の方々、市民内外の方々にそれを知らず、そのことももう既にやっていかなければならないのではないかと。その上で、歌志内市のその資源をどうするのかということをお話し合っていかなければならないと思うのですが、答弁いただきたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） これまでもいろいろな場面でそのような御意見いただいているかと思えます。ただ、市の方針としましては、今後、市営直営によるかもい岳スキー場及び温泉を運営するというのは非常に厳しい状況であるということのはこれまでもお話しさせていただいております。ただ、両施設とも、例えば今年度、12月に改正するとしたら、非常にやはりスケジュール的には厳しいものがあるのかなというふうに思っています。ただ、そうは言いながらも、やはりそういう面では、興味のある企業さんがおられましたら、そういう面では、誘致ができるのであれば、そのような働きかけもしていきたいというふうに思っています。ただ、現状では、スケジュール的には非常に厳しいものはあるというふうには考えてはおります。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 最後の質問になります。やはり今、歌志内にある、その地域の資源、その資源を活用しない手は私はないと思うのですよ。それを何とか考えていかなければならない。あるいは、歌志内市民以外からもそういう署名が集まるのであれば、歌志内以外にもそういったことをしっかりと発信して、どうするのかということをお歌志内市も考えていかなければならない状況にあるのではなかろうか。そのためには、やっぱり状況を正確に、そのところ、そのところ、出た状態のときにしっかりと説明していくことをしていかなければならない。そのことにつきましての答弁をいただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 下山議員に申し上げます。

1回目の質疑の中で、何件あるのか、いつごろなのかという質疑だけでした。ほかの2件目、3件目につながる質疑はございません。必ず3件続けて質疑できるように、質疑の内容を整えてください。

理事者答弁、村上市長。

○市長（村上隆興君） 基本的に、私は市民にとっての財産、シンボルと、そのように市民の

皆さんがおっしゃっていると、このように受けとめております。決して市外の人たちの財産でもなければ、市外の人たちのために私たちがそこにお金を投資するという考えは全く持っておりません。私は、やっぱり市民にとってどうあるべきか、このかもい岳スキー場というものがどうあるべきか、これを常にやっぱり考えなければならない。署名も確かに拝見しました。ほとんどが市外の方、道外の方であります。果たしてこの道外の方たちがのっているのかということ。この神威岳スキー場を本当に御存じの上で署名しているのかという疑問もないわけではありません。しかし、いずれにしても、私たち行政は、私は市民の福祉、市民の幸せというものを優先して考えていく、そういうものが第一義だと思っております。そういうものをしっかり守った上で、かもい岳のスキー場というものを存続させていくことができるかどうかという順位で考えていきたいなと思っております。

そういう意味で、今、課長からも答弁しましたように、直営で市が今後ともこの規模のスキー場を継続していくという力は、私はないと思っております。何度も御説明していると思いますが、既に利用者の数が半減している。予算も財政的な規模も縮小している、交付税も大きく落ちている、利用者はほとんど市内の人たちは使っていないというふうな現実、これを踏まえたときに、そこまでの大きな金額を市外の方のために投資するのか。まずは歌志内市民ありきではないか。そこから議論はスタートしていかなければならないと、そのように思っております。

その上で、可能であれば、市外の業者の方、市内の業者の方も含めて、かもい岳を活用されると、こういうような思いがあるのであれば、歌志内市としてできる範囲内で協力させていただくと、こういう構えは持っております。

したがって、今回の補正予算もそうなのですが、そういう希望の方がかもい岳をごらんになったときに、とても見ていただきたいというような内容ではないということで、せめて中をちっときれいにし、少しでもいい環境でごらんいただきたい、そういう思いで補正しているということで、御理解いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 1点だけちょっと伺っておきたいと思っております。

この議案第35号の内容につきましては、一般会計の繰入金40万6,000円なのですが、これは先ほどもお話あったように、内覧のための清掃という準備のための補正だと思っておりますが、実は、当然、この補正は可決するだろうと見込んでちょっと質疑するのですが、実は可決後、内覧のための清掃だとか、今後やる事業、一般的に、清掃から始めて、これをいつぐらいまでに終わらせて、そして今後のための段取りをするのか、この辺、しっかりと聞いておきたいのですが。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 引き渡しを受ける、本来、全てきれいに引き渡しをするというのが本来の姿ではないかと思っております。しかし、きれいにするだけの現金がないという実態もございましたので、市としては、汚れたまま、片づけもなされていないまま引き受けて、そのまま置いておくというわけにもいかんということで、まずはそれに必要な金額を補正させていただきたい。その上で、準備ができましたら、やはりしかるべきそういう情報提供してくださった方々を含めて、こちらからも逆に情報発信していかなければならない、そういう努力はしなければならないと。もう補正が通りましたら、できる限り早急に発注をして対応してまいりたいと、そのように思っております。

- 議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。
これより、議案第35号について採決をいたします。
ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。
したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。
これより、議案第36号令和元年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。
これより、議案第36号について採決をいたします。
ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。
したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。
これより、議案第37号令和元年度歌志内市病院事業会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。
これより、議案第37号について採決をいたします。
ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。
したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 0時03分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 山 崎 瑞 紀

署名議員 本 田 加 津 子